

京都市建設局所管の都市公園における公園愛護協力会取扱基準

(目的)

第1条 この取扱基準は、公園が清潔で安全かつ楽しく利用できるように公園の美化及び保全に関する活動を自発的に行う団体を育成し、もって公園愛護思想の高揚を図り、公園維持管理の適正を期することを目的として定めるものである。

(公園愛護協力会)

第2条 公園愛護協力会（以下「協力会」という。）は、前条の目的を達成するため、京都市建設局所管の都市公園（ただし、指定管理者による管理が行われている公園（公園の一部について指定管理者による管理が行われている場合は、指定管理者による管理区域）を除く。）を対象として結成され、本市が認定した会をいう。

(協力会の構成)

第3条 協力会は、以下の各号のいずれかの構成員により組織するものとする。

- (1) 公園周辺の成人を含む地域住民。ただし、公益性及び継続性の観点から、親族のみで協力会を構成することは認めない。
 - (2) 当該公園と関わりのある学校、福祉団体、法人やその他任意団体等
- 2 協力会には、会長、副会長及び会計を置くものとする。
なお、各職の兼務は認めない。
- 3 構成員数は、除草清掃の実施に支障がないと認められる人数で、概ね5人以上とする。

(協力会の数)

第4条 協力会は、原則1公園につき1協力会を認定する。ただし、街区公園以外で、当該公園が長大で多くの地域にまたがる場合や、鉄道、河川、道路等により公園が分断されている場合等で、1協力会での管理が困難であると公園管理者が認める場合は、この限りではない。

(協力会の名称)

第5条 協力会の名称は、原則として当該公園名を用いるものとする。

(協力会の活動内容)

第6条 協力会は、第1条の目的を達成するために、地域の理解を得たうえで、次の活動を行うものとする。

- (1) 公園の清掃（月1回以上）、除草（年1回以上）
- (2) 公園設備及び樹木の損傷等異常の発見・報告
- (3) 公園の利用マナー向上につながる活動（公園の美化啓発等）
- (4) その他協力会の目的達成のために必要な活動

(協力会への支援)

第7条 本市は、協力会の活動を次のとおり支援するものとする。

- (1) 公園の美化及び保全活動に必要な物品(竹ぼうき、熊手、ちり取り)の提供
- (2) ごみ袋の支給、回収及び処理
- (3) 協力会の活動のための清掃用具倉庫の設置許可
- (4) その他活動に係る情報提供等

(協力会の認定)

第8条 協力会の代表者は、公園愛護協力会認定申請書、公園愛護協力会役員名簿及び公園愛護協力会規約並びに公園愛護協力会活動計画書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の認定申請書等を確認のうえ、第3条及び第4条に適合し、かつ、第6条の活動が可能と認められる場合は、公園愛護協力会認定通知書により、不適合と認められる場合は公園愛護協力会不認定通知書により通知する。
- 3 前項の規定にかかわらず、協力会の活動を十分に行えない等、協力会として適当でないと市長が認める団体については認定しないことがある。

(認定の取消し)

第9条 協力会の活動が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、前条の認定を取り消すことができる。

- (1) 当該公園が廃止されたとき
 - (2) 協力会が長期にわたり活動を停止したとき
 - (3) 本取扱基準その他関係法令等の規定に違反したとき
 - (4) 本市の指導に従わないとき
 - (5) その他協力会の活動を十分に行えない等、協力会として適当でないと市長が認めたとき
- 2 市長は、前項により協力会の認定を取り消したときは、その旨を公園愛護協力会認定取消通知書により通知する。

(協力会の届出事項)

第10条 会長は、次の各号の一に該当するときは、市長に届け出なければならない。

- (1) 会長、副会長又は会計を変更するとき(公園愛護協力会役員名簿)
- (2) 協力会を解散するとき(公園愛護協力会解散届)
- (3) 協力会の規約を変更するとき(公園愛護協力会規約変更届)

(報告書の提出)

第11条 会長は、毎年1月15日(ただし、1月15日が本市の休日に当たる場合は、その翌日)までに、公園愛護協力会活動実績報告書を市長に提出するものとする。

(報償金の交付)

第12条 市長は、会長からの請求に基づき、別表に定める基準により、報償金を交付する。ただし、次の各号の一に該当するときは、減額して交付し、又は不交付とすることができる。

- (1) 協力が会が報償金の受取を辞退したとき
- (2) 協力が会の認定を取り消したとき
- (3) 年度途中で結成又は解散したとき
- (4) その他報償金を交付することが適当でないと認められるとき

2 報償金は、請求時の年度の4月1日から3月31日までの期間を認定期間とし、当該期間に認定を受けている協力が会に交付する。ただし、年度途中で結成した場合は認定を受けた日からの期間を、前条に定める日より前に解散した場合は解散日までの期間を認定期間とし、認定期間が3箇月以上の協力が会には、次の各号の割合により報償金を算定し、交付するものとする。

- (1) 認定期間が9箇月以上の場合 100分の100
- (2) 認定期間が6箇月以上かつ9箇月未満の場合 100分の75
- (3) 認定期間が3箇月以上かつ6箇月未満の場合 100分の50

3 報償金の交付は、原則として、協力が会の名義(会長、副会長又は会計の名義によるものを含む。)の銀行口座への振込により行う。ただし、口座開設ができない等の特段の事情がある場合に限り、本市の指定する場所において、現金により交付することができる。

(委任)

第13条 各書面の様式は、みどり政策推進室長が定める。

(その他)

第14条 この取扱基準に定めるもののほか、必要な事項については、所管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この取扱基準は、令和4年7月15日から施行する。

(適用区分)

2 第3条から第5条までの規定は、この取扱基準の施行の日以降結成される協力が会に適用する。

附 則

この取扱基準は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和7年1月17日から施行する。

別表

公園愛護協力会報償金交付基準

公園面積（公園愛護作業対象面積）	金額（円）
500 m ² 未満	20,000
500 m ² 以上 1,500 m ² 未満	30,000
1,500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	40,000
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	50,000
5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	60,000
7,000 m ² 以上	70,000